

指定疾病（中皮腫、肺がん）以外の疾患の取扱いに関する指摘等

1．中央環境審議会答申（抄）（平成18年3月2日）

「・・・その他の疾病については、様々な原因で発症するものであり、客観的な職業ばく露歴がなければ他の原因によるものと区別して診断することが難しいこと、職業性疾患として知られてきたものであり、一般環境経由による発症例の報告はこれまでにないことなどから、今後、さらに知見を収集し、その取扱いについて検討していくことが適当である。」

ここでは、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚をいう。

2．石綿による健康被害の救済に関する法律案及び石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年2月3日 参議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

（中略）

六、指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。また、指定疾病の認定に当たっては、認定基準を明確にするとともに、認定を迅速に行うこと。」

3．石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成18年1月31日 衆議院環境委員会）

「政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 指定疾病については、中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態の把握に努め、必要に応じて対象に加えること。」

4 . 石綿による健康被害の救済に関する法律 附則

「第六条

政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」

5 . 与党アスベスト対策プロジェクトチーム（平成20年5月9日）

「石綿肺について、石綿救済法に基づく救済給付の対象となっていないことから、救済を求める声があることに留意し、政府において、被害の実態や医学的知見に関する調査について早期に結論を得るよう努めるとともに、救済のあり方について検討を進めること。」